

J:COM-MDM 利用規約

株式会社ジェイコム東京
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム千葉
株式会社ジェイコムウエスト
株式会社ジェイコム九州
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ジェイコム札幌
大分ケーブルテレコム株式会社
横浜ケーブルビジョン株式会社

2025年2月6日

第1条(規約の適用)

表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）は、利用者に対し、別に定める安心端末保証利用規約に基づき、この J:COM-MDM 利用規約（以下「本規約」といいます。）に定める MDM サービス（MDM とは「Mobile Device Management」の略であり、スマートフォンやタブレット端末等を管理運用するためのシステム全般のことをいいます。本規約においては第4条に定めるサービスをいい、以下「本サービス」といいます。）を利用者に提供します。

2 本サービスは、安心端末保証利用規約に定める安心端末保証の利用者に限り提供されます。

第2条(規約の変更等)

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電力的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信に供すること
提供元事業者	本サービスのアプリケーションおよび電気通信設備やコンピュータプログラム等を開発し、提供する事業者。日本システムウェア株式会社を示す

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、利用者の所有する特別事業者端末機器（当社が別に定める販売契約約款に基づき利用者が購入した端末機器をいいます。以下同じとします。）を遠隔で管理する機能を提供することを目的としたサービスです。利用者は本目的以外には本サービスを利用しないものとします。

2 当社から利用者に提供されるサービスは、以下の通りです。

(1) 当社が遠隔で特別事業者端末機器の画面をロックするサービス

(2) 当社が遠隔で特別事業者端末機器の初期化を行うサービス

(3) 当社が遠隔で特別事業者端末機器の GPS 機能を用いて位置情報を取得し、お知らせするサービス

3 利用者は、本サービスの利用において、本サービスに関する知的財産権、その他の権利を取得するものではありません。

4 本サービスは、日本国内での利用に限定されるものとします。

第4条の2 (アプリケーション)

本サービスの利用にあたっては本サービス専用のアプリケーションを特別事業者端末機器にインストールする必要があります。なお、インストールは利用者が行うものとします。

2 利用者は本規約にあらかじめ同意するほか、アプリケーション起動時に表示される画面に表示される記載その他アプリケーション内の定めにもあらかじめ同意した上で本サービスを利用することとします。

第5条(権利譲渡の禁止)

利用者が本規約に従って本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 相続または法人の合併等により利用者の地位が承継された場合、当該地位を承継した利用者は、速やかに書面あるいは当社の指定する手段でその旨を当社に通知するものとします。

第6条(サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの提供そのもの、あるいは特定の種別のサービスを廃止することがあります。

2 当社は、本サービスを廃止するときは、利用者に対し事前にその旨を利用者に通知するものとします。

第7条(提供の中止)

当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社または提供元事業者が利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

(2) 当社または提供元事業者が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき

(3) 当社が電気通信サービスの提供を中止すること等により本サービスの提供を行うことが困難になったとき

(4) その他当社の責に帰すべからざる事由のあるとき

2 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を中止するときは、事前にその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 当社は、本条に従いサービスの提供を中止した場合に利用者が何らかの損害を被ったとしても、当該損害について一切責任を負わないものとします。

第8条(保証の制限)

当社は、本サービスで提供する機能が利用者の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に作動すること、本サービスに瑕疵が存在していた場合に、これが修正されることのいずれも保証致しません。また、当社からの口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、新たな保証を行い、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

2. 本サービスは、利用者が保有する特別事業者端末機器の電源が入っていない、接続できるネットワークが無い、または特別事業者端末機器に本サービスのアプリケーションがインストールされ通信ができない場合には、利用できない機能があります。当該状況下での利用者の利用について、当社は何等の保証、責任も負わないものとします。

第9条(損害賠償)

本サービスは安心端末保証利用規約に定める安心端末保証サービスのうちの一つのサービスとして当社が提供するものであるため、本サービスが利用できない事を理由に利用者が何らかの損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負うものではありません。但し、当社の故意または重大な過失による場合は除きます。

第10条(免責)

当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービスが利用できない場合には、当社は一切責任を負わないものとします。

2 本サービスの提供の前に、本サービスの利用者は利用者の責任において特別事業者端末機器内のコンピュータープログラムやデータ(利用者が保存した情報)等のバックアップや消去等の必要な措置を講じることとします。当社は、本サービスの利用者が、特別事業者端末機器内に保存されているコンピュータープログラムやデータ等に、消失、破損、漏洩などの事象が発生しても、その損害については、一切責任を負わないものとします。

第11条(自己責任の原則)

利用者は、本規約に従わず、第三者(国内外を問いません)に対して損害を与えた場合、及び第三者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとします。

2 利用者が、本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合及び第三者に対しクレームを通知する場合においても前項と同様とします。

3 利用者は、その責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

第12条(利用者の義務)

利用者は、次のことを遵守するものとします。

(1) 利用者が他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制に従うこと。

(2) 違法に、本サービスを利用しないこと。

2 当社は、利用者の行為が別紙に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項の義務に違反したものとみなします。

3 利用者は、前二項の規定に違反することにより、当社が何らかの損害を被ったときは、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 13 条(利用者に係る情報の利用)

当社は、ユーザー利用者に係る氏名若しくは名称、電話番号、特別事業者端末機器を識別することのできるシリアル番号等の情報住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約、提供元事業者より提供を受け、本規約等の規定に定める係る業務の遂行上必要な範囲で利用するものとします。また、当社は本サービスの提供のために、提供元事業者に情報の提供を行います。

2 尚、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的取扱については、当社が公開する個人情報保護方針プライバシーポリシーに定めるとおりとします。ただし、サービスによって収集した各種データは個人が特定できない形で、弊社のサービスに関わる業務に利用致します。

第 14 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 15 条 (合意管轄)

利用者当社との間における一切の訴訟については、当社のサービス区域を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

別記

1 禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備などの利用若しくは運営に支障を与える行為又はその恐れのある行為
- (2) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (3) 他人の知的財産権、その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (4) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (5) 犯罪にかかわる行為
- (6) 不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、ウィルス発信等、当社または第三者の運用するコンピュータ等に支障を与える、またはその恐れのある行為
- (7) その他法令に違反する行為及び当社が不適切と判断する行為

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(規約の変更)

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の規約は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本規約に変更するものとします。

(債権債務の承継)

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(規約の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の規約は、2019 年 6 月 1 日をもって本規約に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 2 月 6 日から実施します。